

議 案 参 考 資 料

平成30年3月 定例会

(目 次)

○大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の概要(第1号議案関係)	(1)
○大村市スポーツ振興基金活用状況(第2号議案関係)	(2)
○大村市こども夢基金活用状況(第3号議案関係)	(3)
○大村市個人情報保護条例等の改正概要(第4号議案関係)	(4)
○大村市個人情報保護条例(新旧対照表)(第1条関係)(第4号議案関係) ..	(5)
○大村市情報公開条例(新旧対照表)(第2条関係)(第4号議案関係)	(9)
○大村市情報公開・個人情報保護審査会条例(新旧対照表)(第3条関係)(第4号議案関係)	(11)
○大村市職員の退職手当に関する条例等の改正概要(第5号議案関係)	(12)
○大村市職員の退職手当に関する条例(新旧対照表)(第1条関係)(第5号議案関係)	(13)
○大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年大村市条例第32号)(新旧対照表)(第2条関係)(第5号議案関係)	(14)
○大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年大村市条例第15号)(新旧対照表)(第3条関係)(第5号議案関係)	(15)
○大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要(第6号議案関係)	(17)
○大村市消防団員等公務災害補償条例(新旧対照表)(第6号議案関係)	(18)
○市立大村市民病院配置図(第7号議案関係)	(20)
○大村市病院事業の設置等に関する条例(新旧対照表)(第7号議案関係) ..	(21)
○大村市国民健康保険条例の改正概要(第8号議案関係)	(22)
○大村市国民健康保険条例(新旧対照表)(第8号議案関係)	(23)
○大村市後期高齢者医療に関する条例の改正概要(第9号議案関係)	(26)
○大村市後期高齢者医療に関する条例(新旧対照表)(第9号議案関係)	(27)
○大村市手数料条例の改正概要(第10号議案関係)	(29)

○大村市手数料条例（新旧対照表）（第 1 0 号議案関係）	（ 3 0 ）
○介護保険料の算定方法等について（第 1 1 号議案関係）	（ 3 1 ）
○大村市介護保険条例（新旧対照表）（第 1 1 号議案関係）	（ 3 3 ）
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正概要（第 1 2 号議案関係）	（ 3 4 ）
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第 1 2 号議案関係）	（ 3 6 ）
○大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の改正概要（第 1 3 号議案関係）	（ 7 2 ）
○大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第 1 3 号議案関係）	（ 7 3 ）
○大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の改正概要（第 1 4 号議案関係）	（ 8 0 ）
○大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第 1 4 号議案関係）	（ 8 1 ）
○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の改正概要（第 1 5 号議案関係）	（ 8 5 ）
○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第 1 5 号議案関係）	（ 8 6 ）
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第 1 6 号議案関係）	（ 9 7 ）
○大村市文化基金活用状況（第 1 7 号議案関係）	（ 9 8 ）
○大村市文化基金条例（新旧対照表）（第 1 7 号議案関係）	（ 9 9 ）
○大村市牧場条例（新旧対照表）（第 1 8 号議案関係）	（100）
○大村市都市公園条例の改正概要（第 1 9 号議案関係）	（101）
○大村市都市公園条例（新旧対照表）（第 1 9 号議案関係）	（102）
○大村市下水道条例及び大村市農業集落排水施設条例の改正概要（第 2 0 号議案関係）	（103）
○大村市下水道条例（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 2 0 号議案関係）	（104）
○大村市農業集落排水施設条例（新旧対照表）（第 2 条関係）（第 2 0 号議案	

関係)	(106)
○無償貸付に係る土地の位置図(第21号議案関係)	(107)
○工事請負契約の変更について(第22号議案関係)	(108)
○大村市立桜が原中学校内における自動車破損事故について(報告第1号関係)	(110)
○大村市環境センター内における自動車破損事故について(報告第2号関係)	(112)

大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の概要（第1号議案関係）

1 条例制定の理由

介護保険法の改正に伴い、現在、県が行っている指定居宅介護支援事業者の指定については、市が行うこととされた。

このため、厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を参酌して、指定居宅介護支援事業者の指定に必要な人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものである。

2 指定居宅介護支援の事業とは

要介護の認定を受けた在宅の者が、デイサービス、ホームヘルプサービス等を適切に利用できるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う事業

3 条例に定める基準のうち主なもの

(1) 申請者の要件（第3条）

指定居宅介護支援事業者の指定を申請することができる者は、法人とする。

(2) 人員に関する基準

ア 従業者の員数（第5条）

利用者35人につき1人以上の介護支援専門員（常勤）を置かなければならない。

イ 管理者（第6条）

事業所ごとに主任介護支援専門員（平成32年度までは、介護支援専門員でも可）である管理者（常勤・専従）を置かなければならない。

(3) サービス提供に伴う手続の説明及び同意（第7条）

利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

(4) その他条例に定める基準のうち主なもの

勤務体制の確保、秘密の保持、苦情処理、事故発生時の対応、記録の整備等

4 国の基準と異なる本市の独自基準

介護支援専門員等及び利用者に関する記録の保存期間（第32条）

市の基準 5年間（国の基準 2年間）

※ 市は、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合に返還請求を行うが、その時効は地方自治法により5年間とされており、各種文書の保存期間が2年間となっている場合、事業所に必要な文書が残っておらず、返還請求を行えない可能性があるため。

5 施行日

平成30年4月1日（一部については、平成30年10月1日）

大村市スポーツ振興基金活用状況

単位:円

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
寄付額	0	0	0	0	0	0	0	200,000	0
基金利子額(益金)	244,542	89,657	163,596	31,691	80,808	534,899	424,624	315,412	153,065
基金取崩額	2,239,593	3,581,855	4,626,985	3,756,657	2,634,206	4,993,404	4,590,451	5,522,925	8,834,769
取崩後基金残額	109,220,000	105,638,145	101,011,160	97,254,503	94,620,297	89,626,893	85,036,442	79,713,517	70,878,748
基金取崩額(累計)	2,239,593	5,821,448	10,448,433	14,205,090	16,839,296	21,832,700	26,423,151	31,946,076	40,780,845
基金活用額 ▽基金活用事業 ・スポーツ振興事業 ・スポーツイベント開催事業 ・スポーツ団体等育成支援事業 ・スポーツ合宿等誘致事業	2,484,135	3,671,512	4,790,581	3,788,348	2,715,014	5,528,303	5,015,075	5,838,337	8,987,834

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込額)		合計
寄付額	1,000,000	0	0					1,200,000
基金利子額(益金)	111,904	92,142	79,829	169,082	154,311	83,047		2,728,609
基金取崩額	7,839,660	7,523,344	5,497,920	9,648,231	9,945,809	11,500,000		92,735,809
取崩後基金残額	64,039,088	56,515,744	51,017,824	41,369,593	31,578,095	20,161,142		
基金取崩累計額	48,620,505	56,143,849	61,641,769	71,290,000	81,235,809	92,735,809		
基金活用額 ▽基金活用事業 ・スポーツ振興事業 ・スポーツイベント開催事業 ・スポーツ団体等育成支援事業 ・スポーツ合宿等誘致事業	7,951,564	7,615,486	5,577,749	9,817,313	9,945,809	11,500,000		95,227,060

※(平成15年度から27年度までの預金利息は、基金に積み立てていなかったが、平成28年度(H28.5.31現在)からの預金利息は、基金に積み立てている。)

大村市こども夢基金活用状況

単位:円

項 目(財源)	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29見込
ア 預金利息(前年度預金の利息)	0	0	262,896	197,587	264,945	1,604,274	1,247,816	614,922
イ 年度当初残高(預金額)前年度差引額+預金利息	0	187,270,446	151,990,440	212,538,629	643,472,754	495,057,748	307,461,308	212,692,230
ウ 当年度積立金(繰入金からこども夢基金へ) ※()中の金額は市への繰入金	200,000,000 (380,000,000)	100,000,000 (200,000,000)	200,000,000 (300,000,000)	560,000,000 (800,000,000)	0 (0)	0 (0)	150,000,000 (30,000,000)	0 (0)
エ 寄附金	0	11,178	0	0	0	0	0	0
合計(イ+ウ+エ)	200,000,000	287,281,624	351,990,440	772,538,629	643,472,754	495,057,748	457,461,308	212,692,230

事 業 名(財源充当先)	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29見込
(1)就学前児童子育て支援事業	-	119,569,080	124,255,620	125,208,420	141,480,280	163,970,406	153,508,529	111,483,000
(2)思春期子宮頸がん予防対策事業	4,719,886	7,050,000	2,265,000	-	-	-	-	-
(3)ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業	8,009,668	8,935,000	7,925,000	-	-	-	-	-
(4)地方裁量型認定こども園運営円滑化事業	-	-	2,333,000	-	-	-	-	-
(5)不妊症・不育症等支援対策事業	-	-	2,270,778	3,522,400	4,423,600	3,497,734	3,019,124	3,767,000
(6)ふるさとこのころをはぐくむ絵本事業	-	-	-	-	3,515,400	-	-	-
(7)奨学金事業	-	-	600,000	600,000	600,000	600,000	0	1,200,000
(8)第3子以降出産祝い金事業	-	-	-	-	-	7,900,000	9,750,000	10,750,000
(9)子ども医療費助成事業	-	-	-	-	-	12,876,116	79,106,347	85,492,000
合 計	12,729,554	135,554,080	139,649,398	129,330,820	150,019,280	188,844,256	245,384,000	212,692,000

差 引 額	187,270,446	151,727,544	212,341,042	643,207,809	493,453,474	306,213,492	212,077,308	230
-------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----

大村市個人情報保護条例等の改正概要（第４号議案関係）

１ 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」）の改正に伴い、関係条例について、所要の改正を行うものである。

２ 改正の内容

(1) 大村市個人情報保護条例の改正の内容

ア 個人情報の定義の明確化

個人識別符号（当該情報単体から特定の個人を識別できる文字、番号、記号その他の符号をいう。）は、現在も大村市個人情報保護条例の個人情報に該当するが、行政機関個人情報保護法の改正の趣旨に鑑み、条例において、個人識別符号が個人情報に該当することを明確にする。

（個人識別符号の例）

- ・ DNAを構成する塩基の配列、指紋、掌紋等の身体の特徴の一部
- ・ 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード等

イ 要配慮個人情報に関する規定の新設

要配慮個人情報（不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。）は、現在も大村市個人情報保護条例の個人情報に該当するが、行政機関個人情報保護法の改正の趣旨に鑑み、条例に要配慮個人情報の定義を新設し、取扱いに関し必要な事項を定める。

（要配慮個人情報の例）

- ・ 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等

(2) 大村市情報公開条例及び大村市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正の内容

大村市個人情報保護条例の改正に伴い、所要の条文整理を行う。

３ 施行日

公布の日

大村市個人情報保護条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ 個人識別符号が含まれるもの (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市長が規則で定めるものをいう。 ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカード	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

改正後	改正前
その他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市長が規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 (5) 略 (6) 略 (7) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (8) 略 (9) 略 （個人情報取扱事務の届出等） 第 1 2 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)～(7) 略 (8) 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、そ	(3) 略 (4) 略 (5) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (6) 略 (7) 略 （個人情報取扱事務の届出等） 第 1 2 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1)～(7) 略

改正後	改正前
の旨 (9) 略 2～4 略 (開示義務) 第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 略 (2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第9号並びに第21条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ 略 (3)～(9) 略 (開示の実施) 第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画、図面、地図又は写真（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の	(8) 略 2～4 略 (開示義務) 第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 略 (2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第9号並びに第21条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ 略 (3)～(9) 略 (開示の実施) 第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画、図面、地図又は写真（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな

改正後	改正前
方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2 略	い方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときは実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2 略

大村市情報公開条例（新旧対照表）（第2条関係）

(6)

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、図書館その他これに類する施設において、現に市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存しているものを除く。 (公文書の公開の原則) 第9条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。 (1) 略 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、図面、地図、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、図書館その他これに類する施設において、現に市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存しているものを除く。 (公文書の公開の原則) 第9条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。 (1) 略 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

改正後	改正前
ア～エ 略 (3)～(8) 略	ア～エ 略 (3)～(8) 略

大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
（所掌事務） 第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）略 （2）個人情報保護条例第9条第2項第7号の規定による保有個人情報（個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の利用及び提供に関する事項 （3）・（4）略	（所掌事務） 第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）略 （2）個人情報保護条例第9条第2項第7号の規定による保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の利用及び提供に関する事項 （3）・（4）略

大村市職員の退職手当に関する条例等の改正概要（第5号議案関係）

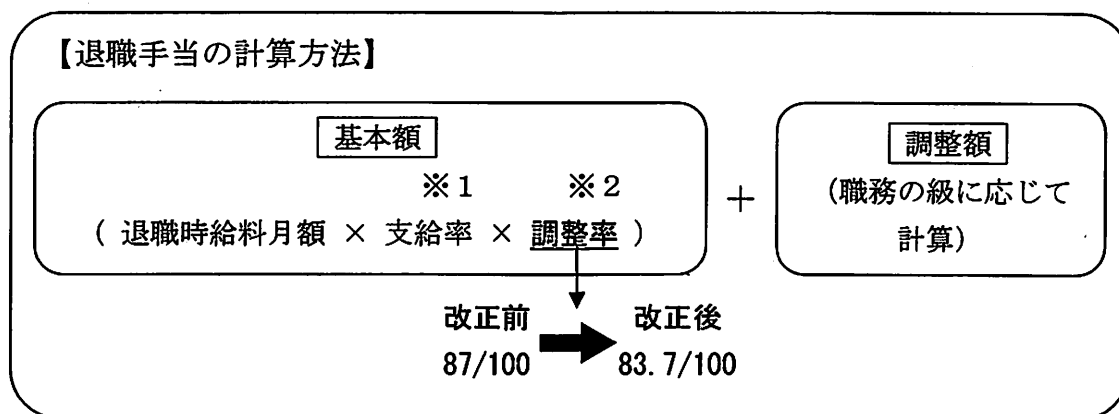
1 改正の理由

国（人事院）が行った退職給付に係る官民比較調査（概ね5年ごとに実施）の結果、平均78万1千円公務が民間を上回ることから、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げするため、国家公務員退職手当法が改正された。

本市においても、国家公務員の退職手当に関する国の取扱状況等に鑑み、大村市職員の退職手当に関する条例について、同様の改正を行うものである。

2 改正の内容

次のとおり、退職手当の調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げる。



※1 支給率…勤続期間及び退職理由に応じた率

※2 調整率…官民均衡を図るための率

3 施行日

平成30年4月1日

大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
附 則 1～5 略 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下「条例第32号」という。）附則第5項の規定に該当する者（次項に規定する者を除く。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。 7 当分の間、定年に達したことにより退職した者（15年以上勤続し、年齢50歳以上の者で定年によらず、その者の非違によることなく市長が別に定める基準に該当し退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額は、第5条から第5条の3までの規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 8～11 略	附 則 1～5 略 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下「条例第32号」という。）附則第5項の規定に該当する者（次項に規定する者を除く。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。 7 当分の間、定年に達したことにより退職した者（15年以上勤続し、年齢50歳以上の者で定年によらず、その者の非違によることなく市長が別に定める基準に該当し退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額は、第5条から第5条の3までの規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。 8～11 略

大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号）（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
附 則 1～4 略 5 適用日以後に退職する者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 6 略 7 昭和60年3月31日に在職し定年に達したことにより退職する場合には、新条例第3条から第5条までの規定にかかわらず、当分の間、新条例第5条及び第5条の2の規定により計算した額に附則第5項に定める割合を乗じて得た額を退職手当の基本額とする。 8～11 略	附 則 1～4 略 5 適用日以後に退職する者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。 6 略 7 昭和60年3月31日に在職し定年に達したことにより退職する場合には、新条例第3条から第5条までの規定にかかわらず、当分の間、新条例第5条及び第5条の2の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額を退職手当の基本額とする。 8～11 略

大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大村市条例第15号）（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
附 則 （経過措置） 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3及び附則第6項から第9項まで、附則第7条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下この条及び次条において「条例第32号」という。）附則第5項から第9項まで及び第10項並びに附則第8条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年大村市条例第6号。以下この条及び次条において「条例第6号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらな	附 則 （経過措置） 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3及び附則第6項から第9項まで、附則第7条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号。以下この条及び次条において「条例第32号」という。）附則第5項から第9項まで及び第10項並びに附則第8条の規定による改正前の大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年大村市条例第6号。以下この条及び次条において「条例第6号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷

改正後	改正前
い傷病により退職したものを除く。) にあつては、104分の83.7) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第6項から第9項まで、附則第4条、附則第5条、条例第32号附則第5項から第9項まで及び第10項並びに条例第6号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略	病により退職したものを除く。) にあつては、104分の87) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第6項から第9項まで、附則第4条、附則第5条、条例第32号附則第5項から第9項まで及び第10項並びに条例第6号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 略

大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第6号議案関係）

1 改正の理由

消防団員等の公務災害に対する損害補償については、本条例に基づき、扶養親族がいる場合、補償基礎額（損害補償の算定の基礎となる額）に一定の額を加算して算定している。

この加算額については、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」に沿った内容となっており、同政令が改正されたことに伴い、本条例も同様の改正を行う。

なお、同政令の加算額については、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額及び支給対象を基に定められている（下表の備考欄を参照）。

2 改正の内容

補償基礎額に加算額を次のとおり改正する。

条例第5条第3項		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	備考
区分		配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者	一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う扶養手当の支給額の改正
平成28年度以前	加算額	433円	217円	217円				(配偶者) 13,000円
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	367円	367円				(子) 6,500円
平成29年度	加算額	333円	267円	217円				
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	333円	—				(配偶者) 10,000円
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	—	300円				(子) 8,000円
平成30年度以降	加算額	217円	333円	217円				(配偶者) 6,500円 (子) 10,000円

※ ・・・改正部分

2 施行日

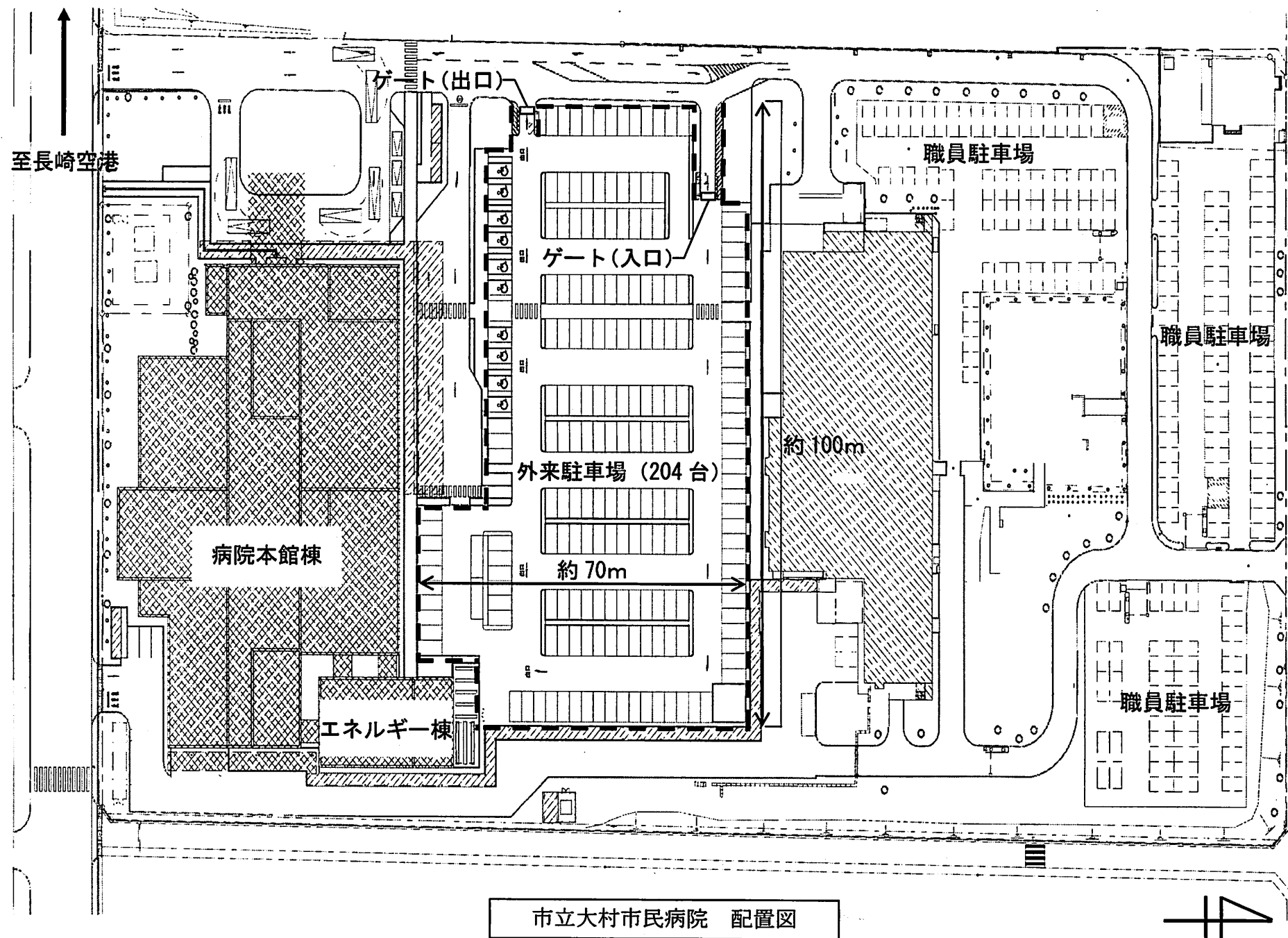
平成30年4月1日（施行日以降に支給すべき事由が生じた損害補償等に適用）

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

(18)

改正後	改正前
(損害補償を受ける権利) 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	(損害補償を受ける権利) 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 略	(補償基礎額) 第5条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 略



市立大村市民病院 配置図

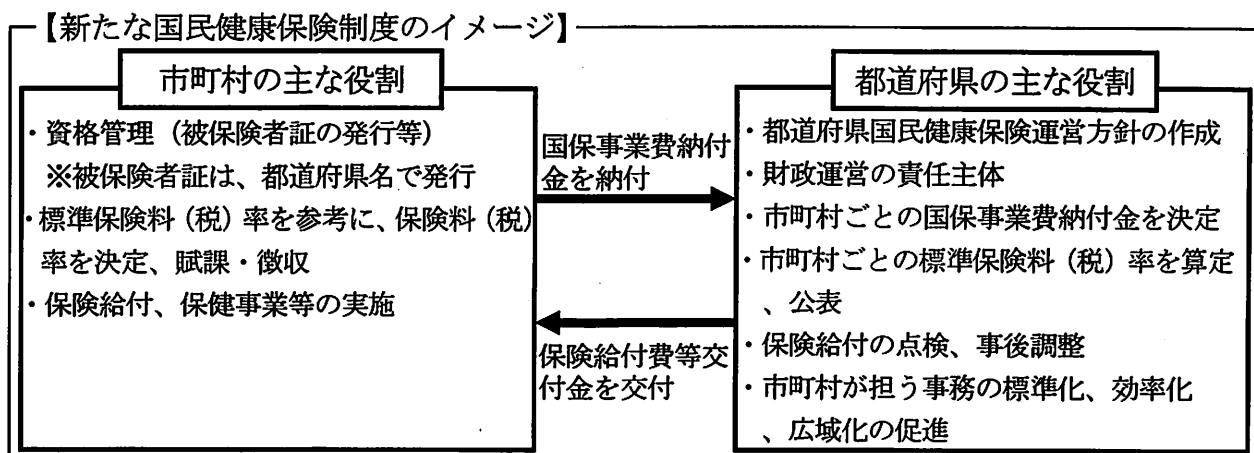
大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前						
（経営の基本） 第3条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、救急科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、整形外科、心臓血管外科、精神科 3 略 （利用料金） 第8条 略 2 利用料金の額は、次に掲げる額とする。 (1)～(5) 略 (6) 駐車場を利用する場合については、別表第3に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額 (7) 略 3～5 略 別表第3（第8条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車時間の区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場に入場してから1時間まで</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>1時間を超え24時間まで</td><td>1時間までごとに100円。ただし、1,000円を上限とする。</td></tr> </tbody> </table> 備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える1時間までごとに100円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。	駐車時間の区分	金額	駐車場に入場してから1時間まで	無料	1時間を超え24時間まで	1時間までごとに100円。ただし、1,000円を上限とする。	（経営の基本） 第3条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、救急科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、整形外科、心臓血管外科、精神科 3 略 （利用料金） 第8条 略 2 利用料金の額は、次に掲げる額とする。 (1)～(5) 略 (6) 略 3～5 略
駐車時間の区分	金額						
駐車場に入場してから1時間まで	無料						
1時間を超え24時間まで	1時間までごとに100円。ただし、1,000円を上限とする。						

大村市国民健康保険条例の改正概要（第8号議案関係）

1 国民健康保険制度改革の概要

安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を行うため、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村は、地域住民の資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等のきめ細かい事業を引き続き担う。



2 条例改正の理由

国民健康保険制度改革に伴い、国民健康保険法において、市町村は、都道府県が作成する都道府県国民健康保険運営方針を踏まえ、国民健康保険の事務の実施に努めることとされた。

本市においても、長崎県が定める長崎県国民健康保険運営方針を踏まえ、葬祭費の支給額及び国民健康保険税の減免に関する規定の改正を行うとともに、所要の条文整理を行うものである。

3 条例改正の主な内容

(1) 葬祭費の支給額の引下げ（第6条）

県内市町の葬祭費の支給額を統一するため、支給額を「25,000円」から「20,000円」に引き下げる。

(2) 課税額の定義の改正（第11条）

国民健康保険制度改革に伴い、市町村は、都道府県に国民健康保険事業費納付金を納付することになるため、課税額の定義について所要の改正を行う。

(3) 国民健康保険税を減免することができる者の追加（第28条）

刑事施設に拘禁されている者等について、国民健康保険税を減免することができるようにする。

4 施行日

平成30年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、本市が行う国民健康保険の事務について法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として20,000円を支給する。 2 略 (課税額) 第11条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特	(趣旨) 第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、本市が行う国民健康保険について法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として25,000円を支給する。 2 略 (課税額) 第11条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

改正後	改正前
別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。) (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000円とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。

改正後	改正前
(保険税の減免) 第28条 市長は、保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認められるものに対しては、保険税を減免することができる。 (1)～(3) 略 (4) 国民健康保険法第59条の規定に該当する者 2・3 略	(保険税の減免) 第28条 市長は、保険税の納税義務者が次の各号の一に該当し、特に必要があると認められるものに対しては、保険税を減免することができる。 (1)～(3) 略 2・3 略

大村市後期高齢者医療に関する条例の改正概要（第9号議案関係）

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、後期高齢者医療における住所地特例の取扱いについて、所要の改正を行うものである。

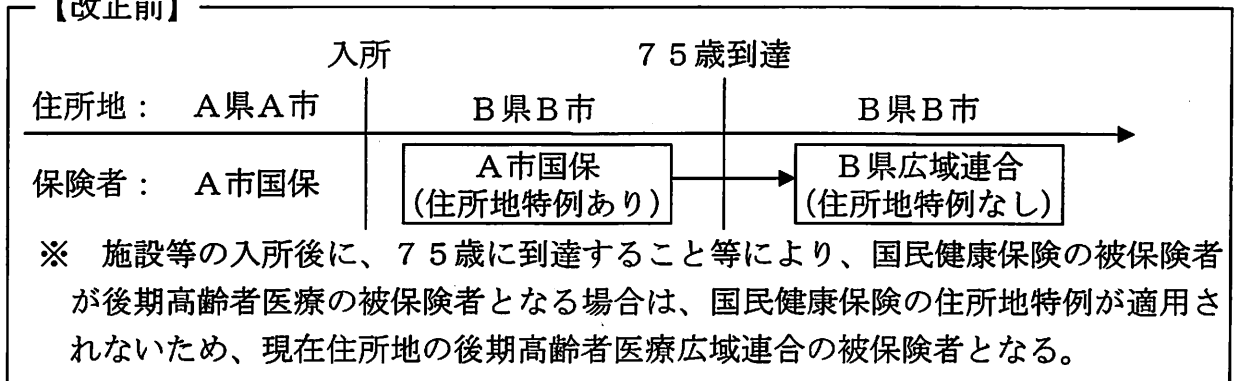
2 改正の内容

住所地特例の適用を受けて従前住所地の市町村における国民健康保険の被保険者とされている者が、75歳に到達すること等により、後期高齢者医療に加入する場合は、その住所地特例を引き継ぎ、従前住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とし、保険料を徴収することとする。

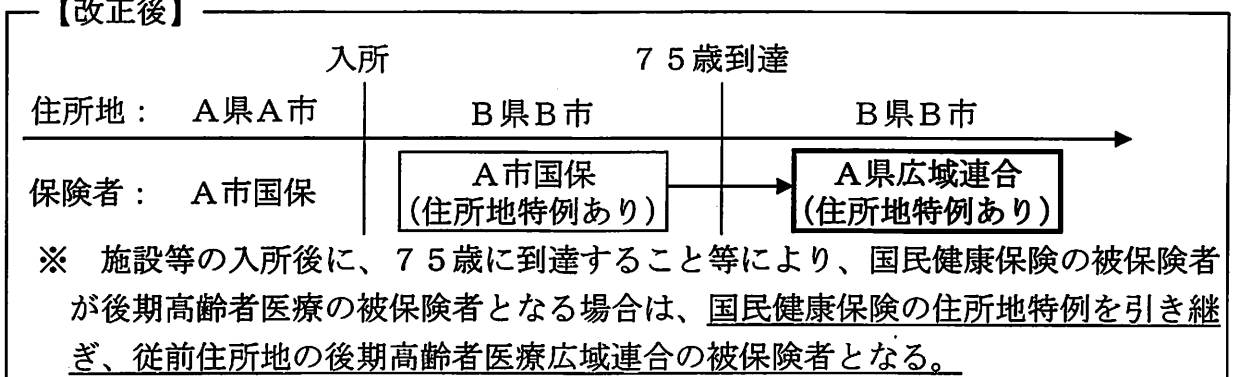
※ 後期高齢者医療における住所地特例

一定の施設等への入所により、他の広域連合から転入した者については、従前住所地の広域連合が保険者となる特例をいう。

【改正前】



【改正後】



3 施行日

平成30年4月1日

大村市後期高齢者医療に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していたもの (3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していたもの (4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していたもの (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの	(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していたもの (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していたもの (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に「行った同号」に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していたもの

改正後	改正前
附 則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 (平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例) 第2条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）について普通徴収の方法により保険料を徴収するときは、第4条第1項に規定する納期のうち第1期から第3期までの間は徴収を行わず、第4期から徴収を行うものとする。 2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

大村市手数料条例の改正概要（第10号議案関係）

1 改正の理由

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請及び更新申請に係る手数料を定めるため、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 指定居宅介護支援事業者関係

指定居宅介護支援事業者の指定は、現在、県が行っているが、平成30年度から市が行うため、当該事業者の指定の申請及び更新申請に係る手数料を次のとおり定める。

手数料を徴収する事項	手数料の金額
指定居宅介護支援事業者指定申請	1件につき 15,000円
指定居宅介護支援事業者指定更新申請	1件につき 10,000円

※ 現在、県が徴収している指定居宅介護支援事業者の指定の申請及び更新申請に係る手数料の金額と同額とする。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業者関係

介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請及び更新申請に係る手数料を次のとおり定める。

手数料を徴収する事項	手数料の金額
介護予防・日常生活支援総合事業者指定申請	1件につき 5,000円
介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請	1件につき 3,000円

※ 県が徴収していた介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者の指定の申請及び更新申請に係る手数料の金額と同額とする。

※ 法令の経過措置により、介護予防・日常生活支援総合事業者は、平成29年度までは、県の指定を受けていた介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者を市が介護予防・日常生活支援総合事業者として指定したものとみなすこととなっている。

3 施行日

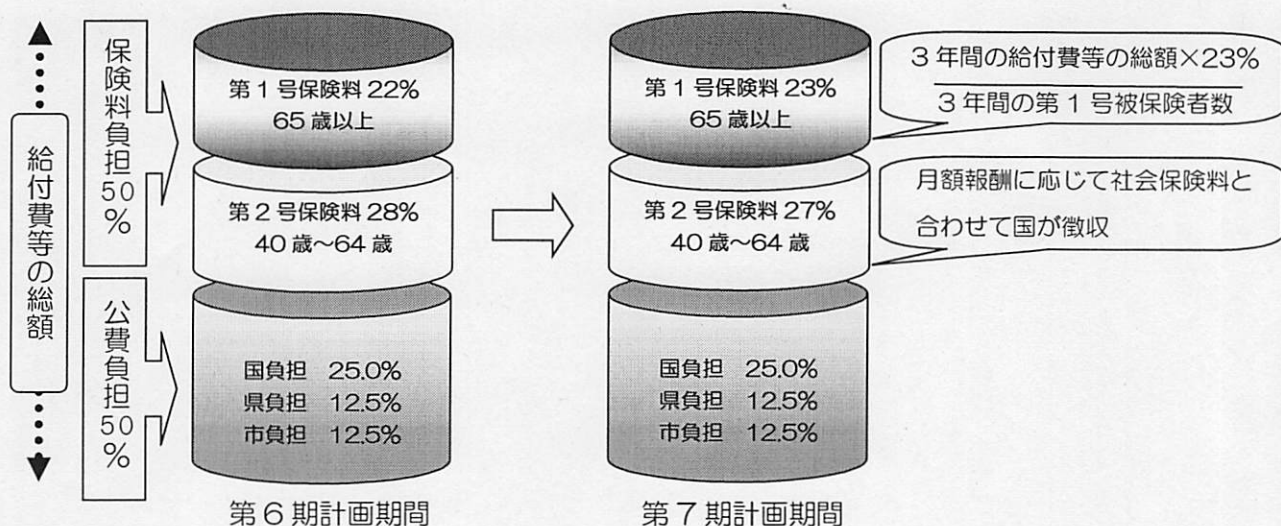
平成30年4月1日

大村市手数料条例（新旧対照表）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
略		略	
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 12,000円。ただし、指定地域密着型サービス事業者指定申請と併せて申請する場合にあっては、1件につき4,000円	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 12,000円。ただし、指定地域密着型サービス事業者指定申請と併せて申請する場合にあっては、1件につき4,000円
指定居宅介護支援事業者指定申請	1件につき 15,000円		
指定介護予防支援事業者指定申請	1件につき 12,000円	指定介護予防支援事業者指定申請	1件につき 12,000円
介護予防・日常生活支援総合事業者指定申請	1件につき 5,000円		
略		略	
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請	1件につき 8,000円。ただし、指定地域密着型サービス事業者指定更新申請と併せて申請する場合にあっては、1件につき2,000円	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請	1件につき 8,000円。ただし、指定地域密着型サービス事業者指定更新申請と併せて申請する場合にあっては、1件につき2,000円
指定居宅介護支援事業者指定更新申請	1件につき 10,000円		
指定介護予防支援事業者指定更新申請	1件につき 8,000円	指定介護予防支援事業者指定更新申請	1件につき 8,000円
介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請	1件につき 3,000円		
略		略	

介護保険料の算定方法等について（第11号議案関係）

1 介護保険の仕組み



2 給付費等総額の推移

（単位：百万円）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	2018 年	2019 年	2020 年
給付費総額 （前年度比）	5,543	5,612 (1.2%)	5,902 (5.2%)	6,621 (12.2%)	6,961 (5.1%)	7,825 (12.4%)

3 保険料の算定

（単位：円）

給付費等総額	A	計画期間(3年間)の給付費等総額	21,407,231,948
第1号被保険者負担分相当額	B	計画期間の第1号被保険者の負担相当額 【B=A×23%】	4,923,663,348
調整交付金	C	市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	14,350,097
財政安定化基金償還金	D	市町村における財政不足を補うため、都道府県単位で設置する基金。 ※資金貸付は受けていない。	0
介護保険事業運営基金	E	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える運営基金からの取り崩し。	242,000,000
保険料収納必要額	F	【F=B+C+D-E】	4,696,013,445
予定保険料収納率	G	平成 27・28・29 年度の収納実績等を勘案して推計	98.6%
予定保険料収納額	H	【H=F/G】	4,762,691,121
保険料基準月額		1 か月当たりの第1号被保険者基準保険料【H÷所得段階別加入割合補正後の3年間の第1号被保険者数÷12月】	5,800

4 保険料及び改定率の推移

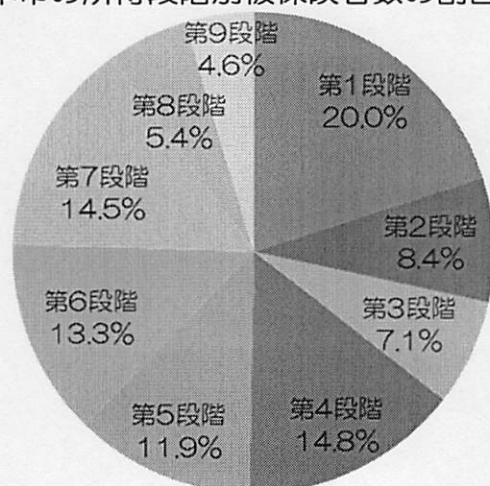
（単位：円）

計 画 期 間	第1期 H12～H14	第2期 H15～H17	第3期 H18～H20	第4期 H21～H23	第5期 H24～H26	第6期 H27～H29	第7期 2018～2020
基準額	3,100	3,410	4,500	4,130	4,960	5,600	5,800
改定率	—	10.0%	32.0%	▲8.2%	20.1%	12.9%	3.6%

5 所得段階層保険料(月額)の比較

所得段階	保険料率	介護保険料年額(月額)		
		第6期	第7期	差額
第1段階	基準額×0.5	33,600 円 (2,800 円)	34,800 円 (2,900 円)	1,200 円 (100 円)
第2段階	基準額×0.75	50,400 円 (4,200 円)	52,200 円 (4,350 円)	1,800 円 (150 円)
第3段階	基準額×0.75	50,400 円 (4,200 円)	52,200 円 (4,350 円)	1,800 円 (150 円)
第4段階	基準額×0.9	60,480 円 (5,040 円)	62,640 円 (5,220 円)	2,160 円 (180 円)
第5段階	基準額	67,200 円 (5,600 円)	69,600 円 (5,800 円)	2,400 円 (200 円)
第6段階	基準額×1.2	80,640 円 (6,720 円)	83,520 円 (6,960 円)	2,880 円 (240 円)
第7段階	基準額×1.3	87,360 円 (7,280 円)	90,480 円 (7,540 円)	3,120 円 (260 円)
第8段階	基準額×1.5	100,800 円 (8,400 円)	104,400 円 (8,700 円)	3,600 円 (300 円)
第9段階	基準額×1.7	114,240 円 (9,520 円)	118,320 円 (9,860 円)	4,080 円 (340 円)

6 本市の所得段階別被保険者数の割合（第7期計画期間中）



7 介護保険料の軽減措置の内容

次のとおり対象者の要件に該当する者について、保険料率を 0.05 ポイント引き下げる軽減措置を平成30年度及び平成31年度においても継続する。

所得階層	対象者の要件	軽減前		軽減後	
		保険料率	介護保険料(月額)	保険料率	介護保険料(月額)
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税者で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.5	34,800 円 (2,900 円)	0.45	31,320 円 (2,610 円)

大村市介護保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(保険料) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度及び平成31年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。	(保険料) 第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 33,600円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 50,400円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,400円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 60,480円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 67,200円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 80,640円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,360円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,800円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,240円 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、30,240円とする。